

第71期 定時株主総会 招集ご通知

日時 2026年3月26日（木曜日）午前10時

場所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
サピアタワー5階
ステーションコンファレンス東京

決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）
3名選任の件
第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）
の報酬額改定の件

NORITSU

【株主の皆様へ】

本株主総会につきましては、来場されない株主様向けにインターネットによるライブ配信を実施いたします。事前に書面またはインターネット等による議決権行使をご活用くださいますようお願い申し上げます。

詳細は、後記の「第71期定時株主総会招集ご通知 インターネット参加に関する株主通知事項」をご覧ください。

証券コード7744

ノーリツ鋼機株式会社

証券コード7744
(発送日) 2026年3月6日
(電子提供措置の開始日) 2026年2月26日

株 主 各 位

東京都港区麻布十番一丁目10番10号
ノーリツ鋼機株式会社
代表取締役CEO 岩 切 隆 吉

第71期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

当社第71期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト https://www.noritsu.co.jp/ir/ir_stock/general-meeting/



（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより①「定時株主総会招集ご通知」②「定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項」を選択し、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ノーリツ鋼機」または「コード」に当社証券コード「7744」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年3月25日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

【インターネット等による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申しあげます。

【書面による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月26日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
サピアタワー5階 ステーションコンファレンス東京

3. 目的事項

- 報告事項 1. 第71期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第71期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額改定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (5) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面または電磁的方法により当社にご通知ください。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
 - ② 連結計算書類の「連結持分変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- なお、上記①は、監査報告の作成に際して、監査等委員会が監査をした事業報告に含まれております。また、上記②及び③は、監査報告の作成に際して、会計監査人及び監査等委員会が監査をした連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- ◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

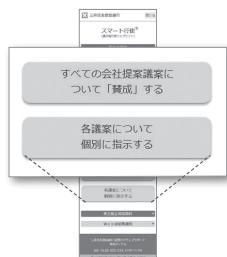
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

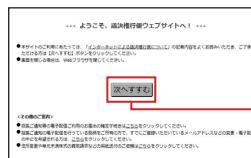
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法等がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

インターネット参加に関する株主通知事項

本株主総会につきましては、来場されない株主様向けにインターネットによるライブ配信を実施いたします。議決権の行使については、事前に書面またはインターネット等による議決権行使をご活用くださいますようお願い申し上げます。

【インターネット参加とは】

インターネット参加とは、株主総会開催日当日に実際に株主総会の会場にお越しになり、ご出席いただく場合（以下「会場出席」といい、会場出席いただく株主様を「会場出席株主様」といいます。）とは別に、インターネット等の手段を用いて審議等を確認・傍聴することができる参加方法をいいます。

なお、当該インターネット参加につきましては、システム及び通信環境の影響を鑑み、日本国内に在在する株主様のみを対象とさせていただくこと、また、ご提供するシステムの言語は日本語に限定いたしておりますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

【インターネット参加いただくための手順】

1. 以下参加申込サイトよりお申込みください。

参加申込サイト：<https://form.run/@noritsu71>

受付期間：2026年3月6日（金曜日）正午～2026年3月23日（月曜日）午後3時



2. お申込みいただいた株主様のメールアドレス宛に、当社から視聴ページのURL、ID及びパスワードをご案内いたします。
ご案内予定日：2026年3月24日（火曜日）
3. 本株主総会開催日時に2. でご案内した視聴ページからID及びパスワードを入力し、アクセスいただくことで、本株主総会にご参加いただけます。
視聴開始時間：2026年3月26日（木曜日）午前10時より

- ・お申込みには株主番号が必要となります。
1つの株主番号で発行されるID及びパスワードは1組に限ります。
複数回お申込みいただきましても、2回目以降のお申込みに対しID及びパスワードは発行されません。
- ・株主番号は、お手元に届きました議決権行使書にてご確認ください。
- ・発行されるID及びパスワードは、株主様で保管いただき、他者への転送、紛失等がないようご注意ください。

【インターネット参加いただくための環境】

インターネット参加いただくためには、株主の皆様におかれて、以下の環境を整えていただく必要がございます。

<ブラウザ>

Google Chrome（最新）、Mozilla Firefox（最新）、Microsoft Edge（最新）、Safari（macOSのみ）

※パソコンの性能としてはHTML5が正常に動作するCPU：Celeron相当以上、

メモリー：4GB以上であることを前提としています。
※視聴と同時にほかのアプリケーションを起動させると正常に動作しないことがあります。

<OS>

(PC)

Windows 11(※)
macOS 14.x~26.0.1
Chrome OS

(スマートフォン)

Android 10.x~16 (Google Chrome 最新)
iOS 17.x~26.0.1 (Mobile Safariが正常に動作する環境)
iPadOS 17.x~26.0.1 (Mobile Safariが正常に動作する環境)
※Edgeの「Internet Explorerモード」はサポート対象外

<通信速度>

下り3Mbps、上り1Mbpsが安定している環境

※視聴と同時に動画、音楽の視聴、ネットワーク型のゲームなどを行うと帯域が不安定になります。
※ご利用の環境によっては、ファイアウォールセキュリティ対策等によって視聴できない場合があります。

【ご本人確認の方法】

参加申込サイトよりお申込みをいただいた株主様のメールアドレス宛に、ID及びパスワードを送付いたしました時点でご本人確認が完了したものとさせていただきます。

本株主総会開催日までIDとパスワードが記載されたメールは厳重に管理していただきますようお願い申し上げます。

なお、インターネット参加の方法で本株主総会にご参加いただけるのは、株主様ご本人のみに限定させていただきます。代理人等による参加をご希望される株主様は、会社法及び定款等の定めに従い、会場出席いただきますようお願い申し上げます。

【インターネット参加における、事前の議決権行使の取扱い】

インターネット参加に関しましては議決権がない視聴（参加）のみとなりますため、2026年3月25日（水曜日）午後6時までに、書面またはインターネット等での議決権行使をお願いいたします。

インターネット参加においては、視聴参加に限られ、オンラインでの議決権の行使ができませんので、予めご了承くださいようお願い申し上げます。

【ご質問の方法、取扱い】

インターネット参加の株主様は、視聴（参加）のみとなりますため、会社法第314条に基づくご質問はお受けすることができません。ご質問を希望される場合であっても、ご回答申し上げることはいたしかねますので、ご質問を予定されている株主様は、会場出席いただきますようお願い申し上げます。

【動議の方法、取扱い】

円滑な株主総会運営のため、動議につきましては、本株主総会の手続に関するもの及び議案に関するものを含め全て、会場出席株主様から提出いただいたもののみを取り上げ、インターネット参加の

株主様からの提出は受け付けないこととさせていただきます。動議を提出する可能性がある株主様は、会場出席いただきますようお願い申し上げます。

また、同様の理由から、動議の採決につきましても本株主総会の手続に関するもの及び議案に関するものを含め全て、インターネット参加の株主様は棄権または欠席として取り扱うこととさせていただきます。動議の採決への参加を希望される株主様は、会場出席いただきますようお願い申し上げます。

【ご注意事項】

インターネット参加においては、オンラインでの議決権の行使ができませんので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

以下に該当される株主様におかれましては、会場出席いただきますようお願い申し上げます。

- ・当日議決権の行使をご予定の株主様
- ・ご質問を準備されている株主様
- ・動議を提出されるご予定の株主様
- ・動議の採決に参加されるご予定の株主様

インターネット参加を実現するためのシステム整備を鋭意進めておりますが、通信環境やシステムの開発・整備の状況、お申込みの状況によっては、上記でご案内させていただいたインターネット参加に関する内容の一部を変更する場合がありますこと、またはインターネット参加自体を中止することがあることにつき、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

また、通信環境の影響により、ライブ配信の映像や音声が乱れ、あるいは一時断絶される等の通信障害が発生する可能性がございます。当社といたしましては、このような通信障害によってインターネット参加の株主様が被った不利益に関しては一切責任を負いかねますこと、インターネット参加に際して必要な通信・通話のための機器類及び利用料等一切の費用については株主様のご負担となりますことにつき、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

ご来場の株主様のプライバシーに配慮し、映像は議長席及び役員席付近のみとなりますが、会場後方から撮影を行うため、やむを得ず会場出席株主様が映り込んでしまう場合がございますことにつき、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

内容の変更、その他のお知らせにつきましては、随時当社ホームページに掲載いたします。

(URL : https://www.noritsu.co.jp/ir/ir_stock/general-meeting/)



【本件についてのお問い合わせ】

ノーリツ鋼機株式会社 株主総会事務局

メール gms@noritsu-koki.com

お問い合わせダイヤル 050-1741-8716

(お問い合わせダイヤル受付時間 平日午前10時～午後5時 3月26日(木曜日)まで利用可能)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、配当につきまして、安定的・継続的に行うべく、その実施について、当期の経営成績及び今後の資金需要を勘案して総合的に決定することを基本方針としております。

また、中期経営計画 FY30における目標は、総還元性向50%以上としております。株主の皆様の日頃のご支援に感謝の意を表すとともに、引き続きのご支援を賜りたく、第71期の期末配当につきましては、目標どおり、以下といたしたいと存じます。これにより、中間配当金36円67銭を加えた年間配当金は、1株につき73円67銭となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金37円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、3,973,709,461円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年3月27日といたしたいと存じます。

(注) 当社は、2025年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っているため、中間配当については、当該株式分割を考慮した金額を記載しています。

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じです。）全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、3名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、取締役会の監督と執行のあり方や今後の方向性、取締役候補者の業務執行状況等について代表取締役と意見交換を行ったうえで、取締役の選任について検討いたしました。その結果、取締役会の構成、各候補者の専門知識、経験や業績等を踏まえ、本議案で提案されている者を候補者とするに異論はないとの結論に至りました。また、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会からの答申を経ております。

取締役候補者は次のとおりであります。



- 取締役在任期間 7年9か月
- 所有する当社の株式 1,877,469株
- 2025年度における
取締役会への出席状況 14/14回

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2001年4月 (株)エフアンドエム 入社
- 2003年9月 (株)デジタルホールディングス 入社
- 2011年3月 (株)デジタルホールディングス 取締役
- 2014年3月 データアーティスト(株) 取締役
- 2014年6月 OPT SEA Pte., Ltd. CEO
- 2018年6月 当社 代表取締役社長CEO
(現 代表取締役CEO) (現任)
- 2018年6月 エヌエスパートナーズ(株) 取締役
- 2018年6月 GeneTech(株) 取締役
- 2018年6月 フィード(株) 取締役
- 2018年6月 NKメディコ(株) (現 (株)プリメディカ) 取締役
- 2018年6月 (株)ハルメクホールディングス 取締役
- 2018年6月 (株)日本再生医療 取締役
- 2018年7月 テイボー(株) 取締役
- 2018年7月 日本共済(株) 取締役
- 2018年7月 健康年齢少額短期保険(株) 取締役
- 2018年11月 (株)デンタルホールディング 取締役
- 2020年4月 AlphaTheta(株) 取締役 (現任)
- 2021年5月 PEAG, LLC dba JLab Audio (現PEAG, LLC dba JLab) 取締役 (現任)
- 2021年11月 JLab Japan(株) 取締役 (現任)
- 2025年4月 テイボーホールディングス(株) 取締役 (現任)
- 2026年2月 センクシア(株) 取締役 (現任)

取締役候補者とする理由

岩切隆吉氏は、国内外の事業会社の取締役等を歴任して培われた見識を活かし、当社代表取締役CEOに就任以来、当社グループの経営を統括しております。

就任以来掲げてきた「No.1/Only1を創造し続ける事業グループ」というビジョンのもと、外部環境の変化による経営環境の不透明さが増した環境下においても、リスクに強く成長性の高い事業体への変革を推進し、また、取締役会への説明責任を果たしその実効性を高めながら、当社の成長を牽引して参りました。

これらの実績とリーダーシップを考慮し、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に十分な役割を果たせるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

よこ ばり りょう すけ
横 張 亮 輔

再任

(1990年3月3日生 36歳)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2010年11月 公認会計士試験合格
2012年4月 (株)エスネットワークス 入社
2016年12月 公認会計士登録
2020年1月 当社 執行役員
2020年3月 NKメディコ(株) (現(株)プリメディカ) 取締役
2020年4月 当社 執行役員CFO
2020年4月 AlphaTheta(株) 取締役(現任)
2020年6月 GeneTech(株) 取締役
2020年6月 テイボー(株) 取締役
2021年3月 当社 取締役CFO(現任)
2021年5月 PEAG, LLC dba JLab Audio (現PEAG, LLC dba JLab) 取締役(現任)
2021年11月 JLab Japan(株) 取締役
2023年4月 JLab Japan(株) 代表取締役(現任)
2025年4月 テイボーホールディングス(株) 取締役(現任)
2026年2月 センクシア(株) 取締役(現任)

- 取締役在任期間 5年
- 所有する当社の株式 110,655株
- 2025年度における
取締役会への出席状況 14/14回

取締役候補者とする理由

横張亮輔氏は、当社入社以来、財務・会計に関する経験・知見を活かし、グループ経営の遂行に貢献して参りました。

当社取締役CFOに就任後は、経営全般に携わり、財務戦略の立案と推進や、M&A、リスクマネジメント等、重要な職責を担い、グループ各社事業の成長を支えております。

これらの実績を考慮し、また、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に十分な役割を果たせるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

むら せ かず え
村 瀬 和 絵

再任

社外

独立

(1972年12月9日生 53歳)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年4月 (株)エンジェル ((株)バンダイ子会社) 入社
1997年4月 (株)バンダイエンジニアリングセンター 出向
2016年4月 (株)バンダイ 執行役員
2022年6月 (株)FUNDARD 代表取締役 (現任)
2024年3月 当社 社外取締役 (現任)

- 社外取締役在任期間 2年
- 所有する当社の株式 900株
- 2025年度における
取締役会への出席状況 14/14回

重要な兼職の状況

(株)FUNDARD代表取締役

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

村瀬和絵氏は、長年にわたり企業での商品企画・開発、製造管理及びマーケティングの分野で高い実績をあげており、ものづくりに関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。

当社は、「No.1/Only1を創造し続ける事業グループ」というビジョンのもと、「ものづくり」を基軸とした事業を推進しております。同氏のものづくりに関する経験及び知見を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から、当社の経営を監督していただくことが企業価値の向上、及び監督機能の強化につながるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 村瀬和絵氏は、社外取締役候補者であります。
3. 村瀬和絵氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案をご承認いただいた場合には、同氏を、引き続き独立役員として同証券取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は村瀬和絵氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。また、本議案をご承認いただいた場合には、当社は同氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担する職務の執行に関し負うこととなる損害賠償責任又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険により填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 村瀬和絵氏は現在、当社の社外取締役であります。その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年であります。

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じです。）の報酬額は、2024年3月21日開催の第69期定時株主総会において、総額300百万円以内（うち社外取締役分100百万円以内）と決議いただき今日に至っております。

現在、当社グループは2030年度を最終年度とする中期経営計画を推進し、既存事業の成長と、ポートフォリオ経営のさらなる強化によって持続的な企業価値の最大化を目指しております。今般、グループの経営規模が拡大してきている中で、この飛躍成長のステージを牽引し、高い目標を完遂できる有能な経営人材を継続的に確保・維持していくことは、当社の未来を築く上で極めて重要であると考えております。

つきましては、現在の事業規模や将来的な経営体制の動向、及び中長期的な成長戦略の進展等を総合的に勘案し、経営基盤の一層の強化を図るため、取締役の報酬額を年額600百万円以内（うち社外取締役分100百万円以内）と改めさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準等を踏まえつつ、独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会の審議を経て客観的な妥当性と透明性を確保した上取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告に記載のとおりであります。

なお、現在の取締役は3名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案が原案通り承認可決されますと、取締役は3名（うち社外取締役1名）であります。

以上

【ご参考】

(1) 第2号議案が承認された場合の当社取締役の主たる経験分野・専門性(スキルマトリックス)

氏名	現在の当社における地位	企業経営 (CEO経験)	財務/会計	エンジニアリング/テクノロジー/DX*	マーケティング/グローバルビジネス	法務/リスク マネジメント	サステナビリティ	主な資格/ 研究等
岩切 隆吉	代表取締役 CEO	○		○	○		○	
横張 亮輔	取締役 CFO		○			○	○	公認会計士
村瀬 和絵	社外取締役			○	○			
太田 晶久	社外取締役 監査等委員		○					公認会計士 税理士
高田 剛	社外取締役 監査等委員					○		弁護士 指名報酬に関する研究・発表
町野 静	社外取締役 監査等委員					○	○	弁護士 知的財産法 及び環境法 に関する研 究・発表

*デジタルトランスフォーメーションの略

上記一覧表は、各人の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

(2) 当社取締役求められる経験分野・専門性等（スキルマトリックス）の選定理由

経験・専門性等	選定理由
企業経営 (CEO経験)	変化の激しい経営環境において、グループ全体の持続的な企業価値向上を図るため。経営資源の選択と集中や事業ポートフォリオの最適化、迅速な意思決定、強いリーダーシップによる経営の執行と監督を重視しています。
財務/会計	健全な財務基盤の構築、資本効率の最適化、及び成長投資の裏付けとなる高度な知見を確保するため。適正なディスクロージャーと資本市場との対話を通じ、投資家の信頼を獲得することを目的としています。
エンジニアリング/ テクノロジー/DX*	製造業を核とするグループにおいて、製品競争力の源泉である技術開発力を維持し、デジタル技術による既存事業の変革（DX）を推進するため。R&D戦略や生産プロセスの革新を指導する専門性を求めています。
マーケティング/ グローバルビジネス	事業のグローバル展開を加速させ、ブランド価値を最大化するため。各国の市場特性を捉えた戦略策定や、国際的な競争力の維持・拡大に不可欠な経験です。
法務/ リスクマネジメント	グローバル展開に伴う多様な法的リスク、コンプライアンス、及びガバナンス体制の強化に対応するため。健全な経営を担保し、予期せぬリスクから企業価値を守るための監視・助言機能を期待しています。
サステナビリティ	E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）の観点から中長期的な社会課題を経営に取り込み、持続可能な成長を実現するため。多様な人材の活躍や育成を通じた人的資本の最大化を推進し、社会的な責任を果たすとともに、非財務情報の充実を通じた企業評価の向上を図ります。

*デジタルトランスフォーメーションの略

(3) 政策保有株式に関する事項

1. 政策保有株式の保有に関する基本方針

政策保有株式につきましては、当社グループの経営方針に照らして、当社と被保有企業の双方において企業価値向上に資するものに限定し、毎年、取締役会において個別の銘柄ごとに精査を行っております。議決権の行使にあたっては、発行体企業の経営状況、コーポレート・ガバナンス体制、及び当社との事業上の関連性を総合的に勘案し、原則としてすべての議案について行使いたします。特に、株主価値を大きく毀損させる事態や、組織再編における不合理な計画、またはコーポレート・ガバナンス上の重大な懸念事項が認められる場合には、厳正に反対票を投じる等の判断を行います。

2. 当社が保有する政策保有株式の売却の状況

2025年12月期においては、純投資以外の目的で保有する上場投資株式（特定投資株式）は、JMDC株式会社（以下、JMDC）、キッズウェル・バイオ株式会社（以下、キッズウェル・バイオ）、及びNANO MRNA株式会社（以下、NANO MRNA）の株式が該当し、貸借対照表計上額はJMDCが11,860百万円、キッズウェル・バイオが1,922百万円、NANO MRNAが106百万円となりました。

JMDCについては、事業ポートフォリオの再編に伴う子会社株式の一部譲渡により、2022年12月期に投資株式が増加しました。その後、2023年12月期にその半分を、2025年12月期には1,307,100株をそれぞれ売却いたしました。

キッズウェル・バイオについては、増資に伴う当社持分比率の低下（希薄化）により、2025年12月期に関係会社株式から投資株式への振替を行っております

NANO MRNAについては、吸収合併した子会社が取引関係の円滑化のために保有していましたが、事業ポートフォリオの再編により保有意義が薄まったため、過年度に一部を売却いたしました。

以上の各株式につきましては、今後も市場環境等を勘案しつつ段階的に売却する方針ですが、現時点で具体的な日程は確定しておりません。

3. 当社が保有する政策保有株式の推移

	第68期 (2022年12月期)	第69期 (2023年12月期)	第70期 (2024年12月期)	第71期 (2025年12月期)
貸借対照表計上額(百万円)	33,916	18,713	17,237	14,700
銘柄数（カッコ内は非上場を含めた数）	2 (10)	2 (10)	2 (10)	3 (12)

事業報告

(2025年 1月 1日から
2025年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

当社グループは、資本市場における財務諸表の国際的な比較可能性の向上、及びグループ内での会計処理の統一等を目的とし、2016年3月期から従来の日本基準に替えて国際会計基準（以下「IFRS会計基準」という。）を任意適用しております。

またIFRS会計基準では、既に処分されたか又は売却目的保有に分類された事業について、非継続事業として区分することとされております。そのため、当連結会計年度及び前連結会計年度の「売上収益」、「営業利益」及び「税引前当期利益」には、非継続事業を差し引いた継続事業から生じた金額を表示しております。

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における事業の状況は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)	前期比	
売上収益	106,539	119,223	12,684	11.9%
事業EBITDA	24,283	25,726	1,442	5.9%
営業利益	19,971	20,815	843	4.2%
税引前当期利益	20,437	21,949	1,512	7.4%
親会社の所有者に帰属する当期利益	16,120	15,639	△481	△3.0%
基本的1株当たり当期利益(円)	150.54	146.95	△3.59	△2.4%

(注) 1 事業EBITDA＝営業利益±営業取引から発生した為替差損益±その他の営業収益・費用+減価償却費及び償却費(使用権資産の減価償却費を除く)

2 当連結会計年度よりIFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」を早期適用しており、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

3 当社は、2025年7月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、基本的1株当たり当期利益を算定しております。

(売上収益)

「音響機器関連」事業においては、AlphaTheta株式会社（以下「ATC」という。）、PEAG, LLC dba JLab（以下「JLab」という。）とともに、順調に伸長いたしました。新製品のローンチや、ブランド認知戦略が奏功した結果、販売が拡大し、増収となりました。「部品・材料」事業においては、MIM事業は伸長いたしましたが、ペン先顧客の生産調整の影響を受け、前期に達しない結果となりました。以上により、連結では、売上収益は1,192億23百万円（前期比11.9%増）と大きく伸長いたしました。

(事業EBITDA)

上記のとおり売上収益は前期比11.9%増と増収となりましたが、研究開発費や体制強化などの先行投資は計画通りに行っており、事業EBITDAは257億26百万円（前期比5.9%増）となりました。

(営業利益)

事業EBITDAの伸長に伴い、営業利益は208億15百万円（前期比4.2%増）となりました。

(親会社の所有者に帰属する当期利益)

前連結会計年度における株式会社プリメディカの株式譲渡に伴う非継続事業からの当期利益の影響を受けるも、主に事業の伸長により、親会社の所有者に帰属する当期利益は156億39百万円（前期比3.0%減）となりました。

セグメント別の経営成績は、以下のとおりであります。

各セグメント別の売上収益は外部顧客への売上収益を記載しており、また、セグメント利益を表す事業EBITDAは営業利益±営業取引から発生した為替差損益±その他の営業収益・費用+減価償却費及び償却費（使用権資産の減価償却費を除く）の計算式で算出しております。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年 1月1日 至 2024年12月31日)			当連結会計年度 (自 2025年 1月1日 至 2025年12月31日)			前期比		
	売上 収益	事業 EBITDA	事業 EBITDA マージン (%)	売上 収益	事業 EBITDA	事業 EBITDA マージン (%)	売上 収益	事業 EBITDA	事業 EBITDA マージン (pt)
ものづくり 部品・材料	11,975	3,270	27.3	11,744	2,778	23.7	△230	△491	△3.7
音響機器関連	94,564	22,024	23.3	107,478	24,166	22.5	12,914	2,142	△0.8
合計	106,539	25,294	23.7	119,223	26,945	22.6	12,684	1,650	△1.1
全社費用	-	△1,010	-	-	△1,218	-	-	△207	-

ものづくり（部品・材料）

部品・材料事業の筆記カテゴリについては、国内顧客の生産調整の影響を受け、またコスメカテゴリにおいては、主に中国の需要の停滞の影響を受けました。MIMカテゴリにおいては、主として輸送機器部品が順調に伸びましたが、ペン先カテゴリの減収を補うには至らず、トータルでは前期を下回り着地いたしました。引き続き原価低減には取り組んでおりますが、材料費の高騰等により、売上収益は117億44百万円（前期比1.9%減）、事業EBITDAは27億78百万円（前期比15.0%減）と前期と比べ4億91百万円の減益となりました。

ものづくり（音響機器関連）

音響機器関連事業においては、A T Cは前期における一過性の増収があったものの、プロ向けに加えてエントリー向けの製品の出荷が伸び、順調に伸長しました。J L a bにおいては、米国外での販路の拡大や製品カテゴリの拡充、ECでの販売が伸長し、増収となりました。増収による利益の伸長はありますが、計画していた研究開発や設備投資、マーケティングコスト等の先行投資を実行しており、売上収益は1,074億78百万円（前期比13.7%増）、事業EBITDAは241億66百万円（前期比9.7%増）と前期と比べ21億42百万円の増益となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は29億81百万円となりました。これは主に、テイボー株式会社及び浜松メタルワークス株式会社の生産能力増強に伴う設備投資、AlphaTheta株式会社のソフトウェアの構築によるものであります。

(3) 資金調達の状況

該当する事項はございません。

(4) 重要な組織再編等の状況

2025年1月に当社の完全子会社として浜松メタルワークス株式会社を設立し、2025年4月に当社の連結子会社であるテイボー株式会社のMIM事業を会社分割（簡易吸収分割）により承継させました。また、2025年4月に、テイボー株式会社及び浜松メタルワークス株式会社の2社による共同株式移転を実施し、当社グループのものづくり（部品・材料）事業における中間持株会社として「テイボーホールディングス株式会社」を設立いたしました。

(5) 対処すべき課題

当社グループの事業領域は「ものづくり」における、「部品・材料」及び「音響機器関連」事業であります。これらをコア事業と定め、収益力を高め、継続的な成長を目指します。

中長期的には、以下の基本戦略に沿って連続的成長と非連続的成長のバランスを重視しつつ、経営基盤を構築していきます。

[グループ経営の基本戦略]

- ・ コア事業のシェアと収益力の向上
- ・ 非連続的成長に向けた、デジタル技術の事業領域横断的な活用
- ・ 成長投資と財務体質強化を両立させるリスクコントロール

[ものづくり分野の事業における課題]

- ・ 素材開発技術を用いたペン先部材・コスメ部材・金属部材等の収益力拡大の継続
- ・ 音楽・エンターテイメント向け音響・機器事業の収益力拡大の継続
- ・ 研究開発やアライアンスによる保有技術の新分野への展開

2025年2月に新たに中期経営計画 FY30を策定し公表しました。基盤領域における更なる収益力の強化と、新たな成長領域における事業の育成と拡大に経営資源を集中し、新たな事業の柱の獲得をも視野に入れ、当社グループの企業価値の向上に邁進してまいります。並行して、事業拡大のために効率的に成長投資を実施しつつ、DOEと配当性向の両軸に応じた株主還元を行い、資本効率を意識した経営を実行してまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

	第68期 (2022年12月期)	第69期 (2023年12月期)	第70期 (2024年12月期)	第71期(当期) (2025年12月期)
売上収益(百万円)	73,515	90,052	106,539	119,223
税引前当期利益(百万円)	3,944	13,677	20,437	21,949
親会社の所有者に帰属する 当期利益(百万円)	101,554	10,199	16,120	15,639
基本的1株当たり当期利益(円)	2,848.51	285.88	150.54	146.95
資産合計(百万円)	307,257	279,471	299,368	301,798
資本金合計(百万円)	192,895	205,844	222,960	228,590

- (注) 1. 第61期(2016年3月期)よりIFRS会計基準を適用して連結計算書類を作成しております。
 2. 第69期から適用したIAS第12号「法人所得税」(2021年5月改訂)に伴う遡及修正は、第68期に反映しております。
 3. 第70期に実施した非継続事業への分類に関する組替は、第69期にのみ反映しております。
 4. 当社は、2025年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第70期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、基本的1株当たり当期利益を算定しております。

(7) 重要な親会社及び子会社等の状況 (2025年12月31日現在)

重要な親会社はありません。

当社の当事業年度末における子会社等は16社(海外10社、国内6社)であり、そのうち重要な子会社等は次のとおりであります。

会社名	資本金	当社の出資 比率(%)	主要な事業内容
テイボー株式会社	50百万円	100.00(※)	ペン先部材・コスメ部材等の製造販売
AlphaTheta株式会社	100百万円	100.00	DJ/CLUB機器、業務用音響機器、音楽制作機器の商品開発・設計・販売、並びにそれらのサービスに関する事業
PEAG, LLC dba JLab	19百万USD	100.00(※)	パーソナルオーディオデバイス及びテクノロジー製品の設計及び販売
浜松メタルワークス株式会社	50百万円	100.00(※)	金属部材等の製造販売

- (注) 1. 当社の出資比率欄の※印は、間接保有を含んでおります。
 2. 2025年1月に当社の完全子会社として浜松メタルワークス株式会社を設立しております。

(8) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

当社グループは、素材開発技術を用いた部材等及び音響機器の研究開発・生産及び販売・サービス等を行うものづくり事業を主な事業として営んでおります。

当該事業におけるセグメントとの関連は、次のとおりであります。

(1)ものづくり (部品・材料)

- ペン先部材・コスメ部材・金属部材等の研究開発・生産・販売に関する主要な関係会社
- ・ テイボー株式会社
 - ・ 浜松メタルワークス株式会社
 - ・ 株式会社soliton corporation

(2)ものづくり (音響機器関連)

- 音響機器の研究開発・設計・販売、サービスの提供に関する主要な関係会社
- ・ AlphaTheta株式会社
 - ・ PEAG, LLC dba JLab

(9) 主要な営業所及び工場 (2025年12月31日現在)

- ① 当社の主要拠点
- | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 本 | 社 | 東 | 京 | 都 | 港 | 区 |
|---|---|---|---|---|---|---|
- ② 子会社等の主要拠点
- | | |
|--------------------|------------|
| テイボー株式会社 | 静岡県浜松市 |
| AlphaTheta株式会社 | 神奈川県横浜市 |
| PEAG, LLC dba JLab | 米国カリフォルニア州 |
| 浜松メタルワークス株式会社 | 静岡県浜松市 |

(10) 従業員の状況 (2025年12月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,344名	105名増

セグメント区分	従業員数
ものづくり (部品・材料)	603名
ものづくり (音響機器関連)	723名
全社 (共通)	18名
合計	1,344名

- (注) 1. 従業員数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であります。
2. 従業員数には、臨時従業員は含んでおりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
18名	2名減	41.2歳	3.4年

- (注) 1. 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であります。
2. 従業員数には、海外現地採用従業員及び臨時従業員は含んでおりません。
3. 平均年齢及び平均勤続年数は、小数第1位未満を切り捨てて表示しております。

(11) 主要な借入先及び借入額 (2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行シンジケートローン	29,250
株式会社静岡銀行	265
合計	29,515

- (注) 株式会社三井住友銀行シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行を幹事とする金融機関4社の協調融資によるものです。

2. 会社の株式に関する事項 (2025年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 192,000,000株
(2) 発行済株式の総数 108,818,916株
(3) 株主数 11,982名
(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数(株)	持株比率
西本興産株式会社	44,982,300	41.88%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	10,383,300	9.66%
西 本 佳 代	6,005,100	5.59%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	5,513,600	5.13%
岩 切 隆 吉	1,877,469	1.74%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,598,253	1.48%
JPモルガン証券株式会社	1,362,070	1.26%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505025	1,135,300	1.05%
GOVERNMENT OF NORWAY	1,100,229	1.02%
HSBC BANK PLC A/C M AND G (ACS) VALUE PARTNERS CHINA EQUITY FUND	997,800	0.92%

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (1,421,363株) を控除して算出しております。
2. 持株比率は、小数第2位未満を切り捨てて表示しております。
3. 当社は、自己株式を1,421,363株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
4. 当社は、2025年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施いたしました。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は以下のとおりです。

	株式数	交付対象者数
社外取締役と監査等委員を除く取締役	46,224株	2名
監査等委員を除く社外取締役	—	—
監査等委員である取締役	—	—

(注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「4. 会社役員に関する事項 (4) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等 b.各報酬類型の概要と割合の目安」及び「4. 会社役員に関する事項 (5) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額」に記載しております。

2. 当社は、2025年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行いました。上記は、本株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

- ・2025年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、これにより、発行可能株式総数は、128,000,000株、発行済株式の総数は、72,547,344株それぞれ増加しております。
- ・2025年7月11日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は1,382,100株減少しております。
- ・新株予約権の行使により、発行済株式の総数は株式分割前に82,800株、株式分割後に1,380,000株増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項 (2025年12月31日現在)

該当する事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2025年12月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
岩切 隆吉	代表取締役CEO	
横張 亮輔	取締役CFO	
村瀬 和絵	取締役	(株)FUNDARD 代表取締役
太田 晶久	取締役 (監査等委員)	太田晶久公認会計士・税理士事務所 代表 サンセイ(株) 監査役
高田 剛	取締役 (監査等委員)	和田倉門法律事務所 パートナー弁護士 東プレ(株) 社外取締役 (株)オーブンドア 社外取締役
町野 静	取締役 (監査等委員)	弁護士法人イノベンティア パートナー弁護士

- (注) 1. 取締役 村瀬和絵、太田晶久、高田剛及び町野静の4氏は、社外取締役であります。
2. 当社グループは、ホールディングス体制を採用しており、傘下の各事業会社においては各事業会社に設置された監査等委員又は監査役が監査を行っております。当社の監査等委員会は、ホールディングスの監査室及び各事業会社の監査等委員又は監査役と連携することで、当社グループの内部統制システムを通じ十分な監査業務を遂行できる環境が整備されているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 取締役 村瀬和絵、高田剛及び町野静の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
4. 取締役 太田晶久については、在任期間が10年を経過したため独立役員の指定を解除しております。しかしながら同氏は、公認会計士及び税理士として財務、会計及び税務に精通し、上場会社を含めた複数の会社での監査役の経験があり、経営に関する高い見識を有しております。独立役員の指定からは外れておりますが、同氏は経営陣から独立した客観的な立場での発言を継続しており、実質的な独立性に疑義はないものと判断しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役と、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社（個別加入している子会社及びその傘下を除く）の取締役、監査役、執行役員及び管理職の従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者のその地位に基づいて行った行為（不作為行為も含む）に起因して、株主や取引先等の第三者から損害賠償請求された場合の損害が補償されることとなります。

(4) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、2025年3月7日開催の取締役会において、方針を一部改定いたしました。第3号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額改定の件」が本株主総会において承認されることを条件として、2026年2月20日開催の取締役会において、当該決定方針を改定後の報酬体系に合致する内容へ一部改定することを決議いたしました。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

当社の役員の報酬については、2024年3月21日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）については総額年300百万円以内（うち社外取締役分100百万円以内）、監査等委員である取締役については総額年50百万円以内と定めております。なお、本株主総会において、昨今の経済情勢や当社を取り巻く環境等を勘案し、第3号議案として、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬枠を総額年600百万円以内（うち社外取締役分100百万円以内）に改定する議案を提案しております。

当該株主総会終結時点の取締役の員数は、取締役（監査等委員を除く）3名（うち社外取締役1名）、監査等委員である取締役3名（全員が社外取締役）です。なお、2021年3月26日開催の定時株主総会において、上記の報酬枠内にて、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して、非金銭報酬等としての譲渡制限付株式の付与について決議しております。その総額は年額80百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）であり、年100,000株以内（2025年7月1日付で実施した当社普通株式1株につき3株の割合による株式分割に伴う調整後、年300,000株以内となっております。）と定めております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は、2名です。

取締役（監査等委員を除く）の報酬額については、報酬枠の範囲内で、指名・報酬委員会への諮問を受け、取締役会の決議により種類別の報酬総額を決定します。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a.報酬の基本方針及び構成

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下において同じ。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とすること、及び個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。

具体的には、報酬の構成は、固定報酬としての「基本報酬」、業績連動報酬等としての「賞与」、非金銭報酬等としての「株式報酬」により構成し、報酬水準及び構成比率は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとし、指名・報酬委員会における検討を経て決定します。

なお、経営監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払います。

b.各報酬類型の概要と割合の目安

「基本報酬」は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定します。

「賞与」は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるための短期インセンティブとして機能する業績連動報酬であり、各事業年度の業績が確定した時点で、会社の営業成績及び業績等への貢献度を評価し、支給額を決定します。会社の業績評価にあたっては、営業利益の目標達成率を55%、親会社の所有者に帰属する当期利益の目標達成率を40%、サステナビリティの目標達成率を5%の割合で勘案します。賞与支給額は、役職に応じて基本報酬の年額の20%から40%程度を基準額に設定し、目標達成度合い及び個人別の評価により基準額の0%から200%の範囲で支給金額を決定します。なお、当連結会計年度における当該業績連動報酬にかかる目標と実績は以下のとおりであります。

	(目標)	(実績)
営業利益	174億円	208億円
親会社の所有者に帰属する当期利益	117億円	156億円
サステナビリティ	100%	91%

(注) 当事業年度における目標と実績については、2025年度に帰属するため、改定前の方針に基づき決定されております。

「株式報酬」は、付与後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを役務提供期間とし、当該役務提供期間の満了前に取締役を退任したときは原則として付与にかかる株式の全部又は一部を当社が無償取得する旨、及び在任中の譲渡を禁止する旨を定めた譲渡制限付株式とします。毎年一定の時期に、年額80百万円以内、かつ年100,000株（2025年7月1日付で実施した当社普通株式1株につき3株の割合による株式分割に伴う調整後、年300,000株となっております。）を上限として、役職に応じて基本報酬の年額の40%から60%程度を目安に付与します。

※2026年2月20日開催の取締役会において、以下のとおり変更する決議をいたしました。

b.各報酬類型の概要と割合の目安

「基本報酬」は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定します。

「賞与」は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるための短期インセンティブとして機能する業績連動報酬であり、各事業年度の業績が確定した時点で、会社の営業成績及び業績等への貢献度を評価し、支給額を決定します。会社の業績評価にあたっては、営業利益の目標達成率を55%、親会社の所有者に帰属する当期利益の目標達成率を40%、サステナビリティの目標達成率を5%の割合で勘案します。賞与支給額は、役職に応じて基本報酬の年額の50%から80%程度を基準額に設定し、目標達成度合い及び個人別の評価により基準額の0%から200%の範囲で支給金額を決定します。

「株式報酬」は、付与後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを役務提供期間とし、当該役務提供期間の満了前に取締役を退任したときは原則として付与にかかる株式の全部又は一部を当社が無償取得する旨、及び在任中の譲渡を禁止する旨を定めた譲渡制限付株式とします。毎年一定の時期に、年額80百万円以内、かつ年100,000株（2025年7月1日付で実施した当社普通株式1株につき3株の割合による株式分割に伴う調整後、年300,000株となっております。）を上限として、役職に応じて基本報酬の年額の40%から60%程度を目安に付与します。

（注）下線部は、変更部分を示します。

c.報酬額の決定手続

取締役の個人別の基本報酬の額及び賞与支給額については、株主総会の決議によって設定された報酬枠の範囲内で、代表取締役CEO岩切隆吉にその決定を委任します。ただし、代表取締役CEOにより当該権限が適切に行使されるようにするため、代表取締役CEOは、3名以上の社外取締役により構成される指名・報酬委員会に原案を諮問し、その答申の内容に従って決定をしなければならないものとします。なお、株式報酬は、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議します。

d.その他

過去に発行した業績連動型有償ストックオプションについては、当事業年度中に全ての権利行使が完了しており、当事業年度末現在における保有はありません。なお、役員退職慰労金制度については、2005年6月29日開催の第50期定時株主総会の日をもって廃止いたしました。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区 分	報酬等の金額 (百万円)	報酬等の種類別の金額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	譲渡制限付 株式報酬 (非金銭報酬等)	
取締役 (監査等委員を除く)	279	137	71	70	3
(うち社外取締役)	7	7	—	—	1
取締役 (監査等委員)	25	25	—	—	4
(うち社外取締役)	25	25	—	—	4
合 計	304	163	71	70	7
(うち社外役員)	32	32	—	—	5

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 譲渡制限付株式報酬は会社法施行規則第98条の5第3号の定める非金銭報酬等に該当します。
3. 取締役会は、代表取締役CEO岩切隆吉氏に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。かかる委任権限が適切に行使されるように社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会を設置し、取締役の個人別の報酬の額の相当性について審議しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係（2025年12月31日現在）

取締役である村瀬和絵氏は、株式会社FUNDARD代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

監査等委員である取締役の太田晶久氏は、太田晶久公認会計士・税理士事務所代表、サンセイ株式会社監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。

監査等委員である高田剛氏は、和田倉門法律事務所パートナー弁護士、東プレ株式会社社外取締役、株式会社オープンドア社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。

監査等委員である町野静氏は、弁護士法人イノベンティアパートナー弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

② 当社は、会社法上の要件に加え独自の「社外取締役の独立性判断基準」（注）を制定しております。その内容は以下のとおりであり、基準を満たす社外取締役を独立役員として東京証券取引所に届け出をしております。

(注) 「社外取締役の独立性判断基準」

当社における社外取締役が、以下に定める要件を満たすと判断される場合には、当社に対し十分な独立性を有するものと判断する。

i 本人又は近親者が、現在又は過去3年間において以下に掲げる者に該当しないこと。

1. 当社の大株主（議決権所有割合10%以上の株主）又はその業務執行者（業務執行取締役及び執行役員並びに執行役員等の重要な使用人をいう。以下同じ）
2. 当社グループの主要な取引先（年間取引高が当社の直近事業年度の連結売上高の2%を超える者）、又はその業務執行者
3. 当社グループを主要な取引先とする者（当社との年間取引高がその者の直近事業年度における連結売上高の2%を超える者）、又はその業務執行者
4. 当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者、又はその業務執行者
5. 当社グループから役員報酬以外に多額（過去3年間において連続する12ヶ月間の総額が1,200万円以上となる期間があること）の金銭その他財産を得ている法律専門家、会計専門家、コンサルタントである個人、及び多額（直近3事業年度のうちのいずれかの事業年度において総収入の5%又は2,000万円のいずれか大きい額以上）の財産を得ているこれらの団体に所属する者

6. 当社グループから多額（過去3年間の平均で年間1,000万円以上）の寄付又は助成を受けている者又はその業務執行者
 7. 当社グループとの間で、取締役又は監査役を相互に派遣している会社の業務執行者
 8. 上記1～7に該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族もしくは生計を一にする者
- ii 当社の社外取締役としての通算の在任期間が10年を超えていないこと

③ 当事業年度における主な活動状況

氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
村 瀬 和 絵 (社外取締役)	当事業年度に開催された取締役会14回中14回に出席しております。ものづくりに関する豊富な実務経験と幅広い知見をもとに実践的かつ客観的な視点から、業務執行に対する監督、助言等の役割を果たしております。
太 田 晶 久 (社外取締役 監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会14回中14回に出席しております。主に公認会計士の見地から、特に会計関係について取締役の職務執行に対する監督、助言等の役割を果たしております。また、当事業年度において開催された監査等委員会9回中9回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
高 田 剛 (社外取締役 監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会14回中14回に出席しております。主に法律関係の専門的見地から発言を行っており、特に弁護士としての実務経験と高度な知見に基づいた監督、助言等の役割を果たしております。また、当事業年度において開催された監査等委員会9回中9回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
町 野 静 (社外取締役 監査等委員)	就任後に開催された取締役会10回中10回に出席しております。主に法律関係の専門的見地から発言を行っており、特に弁護士としての実務経験と高度な知見に基づいた監督、助言等の役割を果たしております。また、就任後に開催された監査等委員会6回中6回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人との間で会社法第427条第1項に定める契約の締結は行っていません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 69百万円

(注) 1. 監査等委員会は、当事業年度において会計監査人が提出した監査計画並びに従前の監査実績及び報酬実績の適正性等について確認した上で、報酬の算出根拠等を検証した結果、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

228百万円

(注) 会計監査人及び会計監査人と同一のネットワークファームに属する者に対する、当社及び当社子会社が支払った又は支払うべき監査証明業務に基づく報酬の額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

当社及び当社子会社が受けたアドバイザー費用

63百万円

(5) 解任又は不再任の決定の方針

当社の監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、その解任が相当であると認められる場合、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の適格性や独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

連 結 財 政 状 態 計 算 書

2025年12月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	141,928	流動負債	39,220
現金及び現金同等物	97,399	仕入債務及びその他の債務	8,132
売上債権及びその他の債権	16,871	借 入 金	14,458
未収還付法人税等	349	契 約 負 債	945
棚 卸 資 産	23,701	リ ー ス 負 債	1,286
その他の金融資産	2,252	その他の金融負債	265
その他の流動資産	1,353	未払法人所得税	4,163
		引 当 金	385
		その他の流動負債	9,582
非流動資産	159,870	非流動負債	33,987
有形固定資産	8,304	借 入 金	14,956
使用権資産	3,904	リ ー ス 負 債	2,930
の れ ん	50,333	繰延税金負債	15,280
無形資産	73,697	退職給付に係る負債	261
持分法で会計処理されている投資	76	引 当 金	173
退職給付に係る資産	100	その他の非流動負債	385
その他の金融資産	20,730	負 債 合 計	73,208
繰延税金資産	2,684	資 本 の 部	
その他の非流動資産	38	資 本 金	7,685
資 産 合 計	301,798	資 本 剰 余 金	36,944
		利 益 剰 余 金	177,516
		自 己 株 式	△1,510
		その他の資本の構成要素	7,837
		親会社の所有者に帰属する持分	228,473
		非 支 配 持 分	116
		資 本 合 計	228,590
		負債及び資本合計	301,798

連結損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
継 続 事 業	
売上収益	119,223
売上原価	59,526
売上総利益	59,697
販売費	13,109
研究開発費	6,351
一般管理費	19,268
営業取引から発生した為替差損	7
その他の営業収益	102
その他の営業費用	248
営業利益	20,815
持分法による投資損失	2
受取利息及び受取配当金	847
投資取引から発生した為替差益	696
その他の投資収益	233
その他の投資費用	6
財務及び法人所得税前当期利益	22,584
借入金及びリース負債に係る利息費用	493
その他の財務費用	141
税引前当期利益	21,949
法人所得税費用	6,302
継続事業からの当期利益	15,647
非 継 続 事 業	
非継続事業からの当期損失	5
当期利益	15,641
親会社の所有者	15,639
非支配持分	2

貸借対照表

2025年12月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	61,249	流動負債	23,447
現金及び預金	54,086	短期借入金	18,000
有価証券	2,000	1年内返済予定の長期借入金	4,520
前払費用	127	未払金	68
短期貸付金	506	未払法人税等	691
1年内回収予定の長期貸付金	4,385	賞与引当金	14
未収入金	87	役員賞与引当金	63
その他	56	その他	87
固定資産	149,283	固定負債	18,695
有形固定資産	25	長期借入金	14,995
建物	21	繰延税金負債	3,700
工具器具備品	3	負債合計	42,142
土地	0	純資産の部	
投資その他の資産	149,258	株主資本	159,688
投資有価証券	18,827	資本金	7,685
関係会社株式	98,671	資本剰余金	18,574
長期貸付金	31,565	資本準備金	18,574
長期前払費用	30	利益剰余金	134,938
差入保証金	15	利益準備金	582
その他	743	その他利益剰余金	134,355
貸倒引当金	△595	別途積立金	22,552
資産合計	210,533	繰越利益剰余金	111,802
		自己株式	△1,510
		評価・換算差額等	8,701
		その他有価証券評価差額金	8,701
		純資産合計	168,390
		負債及び純資産合計	210,533

損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	-
売上原価	-
売上総利益	-
販売費及び一般管理費	1,250
営業損	1,250
営業外収益	1,068
受取利息	901
受取配当	139
受取の他	27
営業外費用	706
支払利息	470
控除対象外消費税	53
融資手数料	95
自己株式取得費用	31
為替差損	29
その他	26
経常損	888
特別利益	3,868
投資有価証券売却益	3,868
特別損	201
投資有価証券評価損	161
子会社新株予約権消滅損	40
税引前当期純利益	2,779
法人税、住民税及び事業税	1,024
法人税等調整額	△184
当期純利益	1,939

会計監査人の連結計算書類に係る監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年2月19日

ノーリツ鋼機株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 正 英

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井 敬

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ノーリツ鋼機株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、ノーリツ鋼機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 連結注記表2. 会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、当連結会計年度より国際財務報告基準第18号「財務諸表における表示及び開示」を早期適用している。
2. 連結注記表11. 重要な後発事象に関する注記（1）取得による企業結合に記載されているとおり、会社は、2026年1月15日開催の取締役会において、センクシア株式会社のすべての株式を取得することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結した。また、2026年2月2日付で当該株式を取得した。
3. 連結注記表11. 重要な後発事象に関する注記（2）多額な資金の借入に記載されているとおり、会社は、センクシア株式会社の株式を取得するため、2026年2月2日に当座貸越契約を締結し、同日付で50,000百万円の資金調達を実施した。
4. 連結注記表11. 重要な後発事象に関する注記（3）自己株式の取得及び消却に記載されているとおり、会社は、2026年2月13日開催の取締役会において、自己株式取得に係る事項及び自己株式を消却することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の計算書類に係る監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年2月19日

ノーリツ鋼機株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 加藤 正 英
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井 敬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ノーリツ鋼機株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

- 個別注記表10. 重要な後発事象に関する注記（1）取得による企業結合に記載されているとおり、会社は、2026年1月15日開催の取締役会において、センクシア株式会社のすべての株式を取得することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結した。また、2026年2月2日付で当該株式を取得した。
- 個別注記表10. 重要な後発事象に関する注記（2）多額な資金の借入に記載されているとおり、会社は、センクシア株式会社の株式を取得するため、2026年2月2日に当座貸越契約を締結し、同日付で50,000百万円の資金調達を実施した。
- 個別注記表10. 重要な後発事象に関する注記（3）自己株式の取得及び消却に記載されているとおり、会社は、2026年2月13日開催の取締役会において、自己株式取得に係る事項及び自己株式を消却することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第71期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月20日

ノーリツ鋼機株式会社 監査等委員会

監査等委員 太田 晶久 ㊟

監査等委員 高田 剛 ㊟

監査等委員 町野 静 ㊟

(自 署)

(注) 監査等委員太田晶久、高田剛及び町野静は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

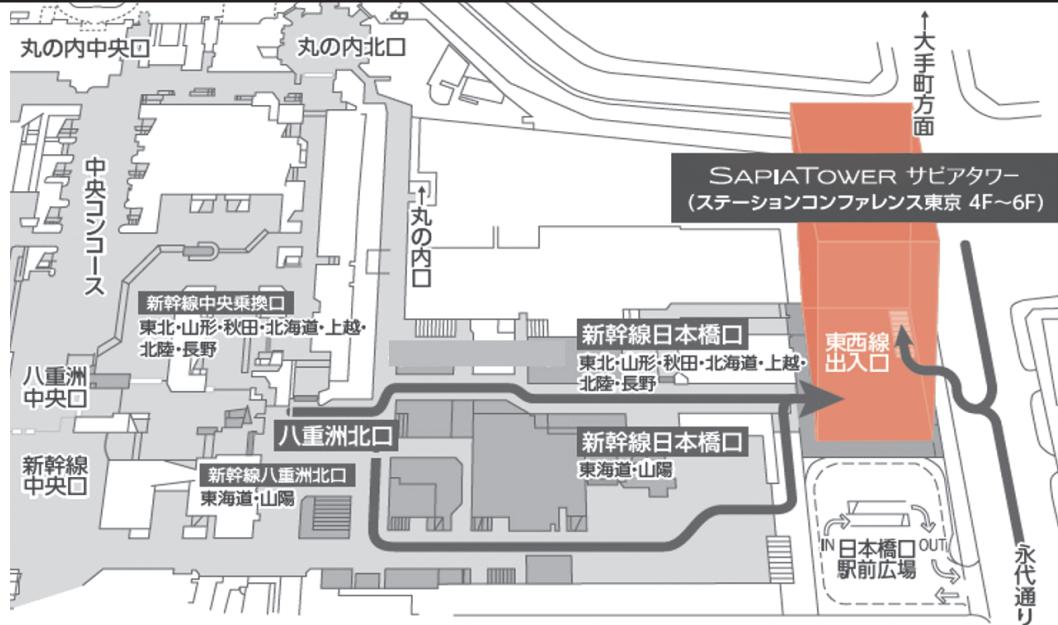
以 上

以 上

株主総会会場ご案内略図

会場

東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
サピアタワー5階 ステーションコンファレンス東京



<交通>

- JR線「東京」駅日本橋口徒歩1分
- 東京メトロ東西線「大手町駅」B7出入口は、周辺工事に伴い閉鎖されております。
大手町駅からご来場のお客様は、旧B7出入口の階段を上った奥に「サピアタワー連絡口」がございますので、そちらをご利用ください。

<株主の皆様へのお願い>

- 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- 総会当日にスタッフによるサポートが必要な株主様は、総会の1週間前までに当社までご連絡（050-1741-8716）ください。
- 手話通訳や介助が必要な株主様は、通訳者や介助者を1名に限り同伴してご出席いただくことができます。ただし、通訳者や介助者が議決権を行使したり、質問をすることはできませんので、ご了承ください。

本株主総会につきましては、来場されない株主様向けにインターネットによるライブ配信を実施いたします。事前に書面またはインターネット等による議決権行使をご利用くださいますようお願い申し上げます。

詳細は「第71期定時株主総会招集ご通知 インターネット参加に関する株主通知事項」をご覧ください。

